



福岡県医発第 2495 号（総）

平成 24 年 1 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

平成 24 年経済センサス-活動調査の実施について（依頼）

標記調査につきましては、福岡県医発第 1920 号（平成 23 年 11 月 15 日付）において、既に調査にあたっての周知依頼をさせていただいておりましたが、今般、日本医師会を通じて別紙の通り再度協力依頼が参りました。

本調査は、すべての産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として、総務省・経済産業省が中心となって実施するもので、すべての企業・事業所が対象となります。

複数の病院を所有する医療法人については、本部となる病院に一括で調査が行われ、本年度 6 月下旬から 9 月にかけて既に調査にあたっての事前確認がなされておりますが、単独の病院・診療所においては、都道府県において任命された調査員が平成 24 年 1 月中旬～1 月末に直接調査票を配布し、回収を行うことになっております。

つきましては、本調査実施に際し、別紙調査員証を携帯した調査員が伺いましたら、協力いただけますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、調査に対する質問がある場合は総務省統計局統計調査部経済統計課企画第二係（03-5273-1388）まで、同封パンフレットが多量に必要な場合は経済産業省大臣官房統計調査グループ（03-3501-1511）までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

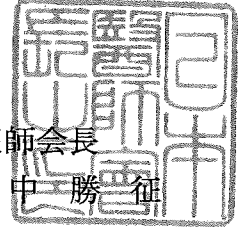
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

平成 24 年 1 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征



平成 24 年経済センサスー活動調査の実施について (依頼)

日頃より、大変お世話になっております。

総務省・経済産業省が実施する「平成 24 年経済センサスー活動調査」については、平成 23 年 7 月 22 日付、日医発第 335 (広情 20) にて、既に協力依頼の文書をださせていただいておりますが、調査の円滑な実施を図るため、再度、協力方依頼が参りました。

貴会におかれましては、本調査実施に際し、貴会会員医療機関に調査員証(別添参照)を携帯した調査員が伺いましたら、協力いただけますよう周知いただきたくお願い申し上げます。

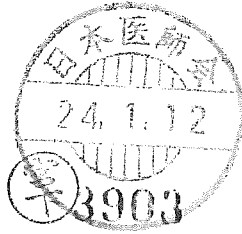
また、本年 3 月に発生しました東北地方太平洋沖地震による被災状況を考慮し、特に被害の甚大な岩手県、宮城県及び福島県への調査の実施につきましては、特段の対応を講じることとしておりますことを申し添えます。

なお、「平成 24 年経済センサスー活動調査」に対する質問がある場合は総務省統計局統計調査部経済統計課企画第二係(tel:03-5273-1388)まで、同封パンフレットが多量に入用な場合は経済産業省大臣官房統計調査グループ(tel:03-3501-1511)までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 平成 24 年経済センサスー活動調査の概要
3. 調査員証 (参考様式)
4. パンフレット





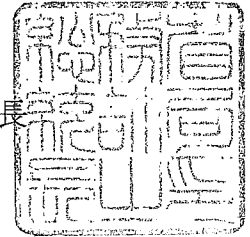
広報
情報課

総統経第4号の2
平成24・01・05統局第3号
平成24年1月10日

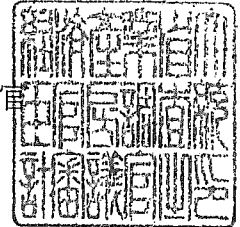
日本医師会

会長 原中 勝征 殿

総務省統計局長



経済産業省大臣官房調査統計審議官



平成24年経済センサス - 活動調査の実施について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度政府では、平成24年2月に「経済センサス - 活動調査」を総務省・経済産業省が中心となって実施いたします。

経済センサス - 活動調査は、我が国における産業構造を包括的にとらえ、実態を明らかにするとともに、各府省が実施する各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として、初めて実施するものです。

つきましては、経済センサス - 活動調査の円滑な実施を図るため、貴団体を通じて傘下の方々へ周知いただきますようお願い申し上げます。

また、調査員証（別添参照）を携帯した調査員が伺いましたら、御協力が得られますよう周知いただきたくよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

総務省統計局統計調査部経済統計課企画第二係

TEL : 03(5273)1388

FAX : 03(5273)1498

Eメール : p-24census1@soumu.go.jp

平成 24 年経済センサス - 活動調査の概要

【調査の目的】

この調査は、我が国の全産業分野における企業及び事業所の経済活動の状況を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的としています。

平成 24 年の活動調査では、平成 21 年に実施した基礎調査によって得られた情報を有効に活用して売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた調査を総務省及び経済産業省が中心となって行います。

【調査の期日】

平成 24 年 2 月 1 日現在で実施します。

【調査の対象】

全国全ての企業・事業所が対象です。

【調査事項】

経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業の内容、売上及び費用の金額、事業別売上金額などを記入していただきます。

【法的根拠】

「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施します。

【調査の方法】

支社等をもたない単独の企業・事業所には都道府県知事が任命する調査員が訪問して調査します。

なお、支社等を有する企業・法人へは国が委託した民間事業者を通じて郵送で調査します。

（調査員による調査活動）

- ①調査対象の確認：平成 24 年 1 月中旬頃（一部の地域では、平成 23 年 12 月中旬頃）
 - ・支社等をもたない単独の企業・事業所のほか、支社等を有する企業・法人も含め、すべての民営事業所の活動状況を事前に確認。
- ②調査票の配布：平成 24 年 1 月中旬～1 月末（一部の地域では、平成 23 年 12 月中旬～24 年 1 月末）
 - ・支社等をもたない単独の企業・事業所に対して調査票を配布。
- ③調査票の回収：平成 24 年 2 月 1 日～3 月末

【調査結果の公表方法及び時期】

（１）公表の方法

インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表します。

（２）公表の時期

速報集計結果は平成 25 年 1 月末、確報集計結果は平成 25 年の夏ころから順次公表予定です。

●調査員証（参考様式）

（表面）

写真 縦 4.0cm 横 3.0cm	第 号
	平成24年経済センサス - 活動調査
	氏名 ○ ○ ○ ○
	この者は、平成24年経済センサス - 活動調査 の調査員であることを証明する。
	任命期間 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	
○ ○ ○ 知 事	
印	

（裏面）

注 意 事 項 1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4 この証票は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。 統 計 法(抄) 第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。 第41条 （前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（後略） 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略） 〔この調査は、総務省及び経済産業省が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。〕
--

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです

日本経済の「いま」を
教えてください。



地域の未来づくりにも
役立てます。

平成24年

平成24年
2月1日
(水)

経済センサス 活動調査



経済センサス－活動調査は、暮らしや地域などをより良くするために、あなたのお店、あなたの会社について
お伺いする大切な調査です。正確な統計をつくるために、調査への回答をよろしくお願いします。

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。

調査票は平成24年1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
- 提出された内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

経済センサス

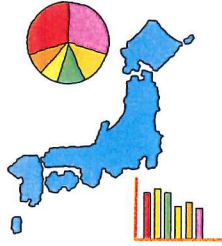
検索

Q. 調査の目的は？

A: 経済センサス-活動調査は、日本経済の「いま」を知るための調査です。

そのためには、一つひとつの
仕事の現場の姿を知ることが
必要です。すべての企業・
すべての事業所で
調査を行うことで、
わが国の全国的及び
地域別の経済の「いま」を
知ることができます。

※「センサス」とは、全数調査のことです。



Q. 調査の結果は、どんなことに役立てられるの？

**A: 調査の結果は大切な資料として、
あなたの暮らしや身近な地域、
そして日本のこれからのために
役立てられます。**

地域の産業振興や
商店街活性化のための施策に。

国内総生産(GDP)、
都道府県民所得等の推計に。



Q. どんなことを調査するの？

**A: 従業員は何人か、いつ開設したのか、
売上の規模は、などを調査票に
記入していただきます。**

ご記入していただく項目は
いろいろありますが、一つひとつが、
日本経済の「いま」を知るために
大切な項目です。
正確な統計をつくるためにも、
漏れなく回答をお願いします。



Q. 調査の内容が漏れることはないの？

**A: すべての情報は保護されます。
調査票に記入された内容は統計作成の
ためだけに用いられます。**

調査員をはじめとする関係者には、
統計法により調査で知ったことを
他に漏らしてはいけない義務と、
これに反したときの
罰則が定められています。また、
調査票に記入された内容は、統計作成の
目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。



Q. いつから、どうやって調査するの？

**A: 平成24年1月末日までに
調査票をお届けします。
2月1日以降に提出してください。**

支社等のない事業所には、
調査員が直接伺い、
調査票をお配りします。
支社等を有する企業には、
国、都道府県及び
市が、民間事業者を通
じて本社等に調査票を
郵送します。



Q. 必ず答えなければいけないの？

**A: 調査への報告は法律で
義務づけられています。**

回答をいただけなかったり、
回答をいただいても不正確・不完全な部分があると、
精度の低い統計しか作成できません。
その結果、誤った施策を
決定してしまう可能性があります。
このため、統計法には報告の義務と
これに反したときの罰則が
定められています。



くわしくは **経済センサス-活動調査キャンペーンサイト** をご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

ビルくんとケイちゃん



経済センサスキャラクター

平成24年経済センサス-活動調査のキャンペーンサイトを
9月1日に開設しました。

簡単なボタン操作で楽しく自然に調査を知っていただける
ようなシミュレーションクイズ「なるほど経済センサス」や
平成24年経済センサス-活動調査のテレビCMやラジオ
CM等もご覧いただけます。



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです